

# 平成26年第3回羅臼町議会臨時会（第1号）

平成26年11月26日（水曜日）午前10時開会

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長行政報告  
日程第 5 議案第43号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について  
日程第 6 議案第44号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
日程第 7 議案第40号 平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算  
日程第 8 議案第41号 平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算  
日程第 9 議案第42号 平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

## ○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	松原臣君
	1番	湊屋稔君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	高村和史君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	鹿又政義君		8番	佐藤晶君

## ○欠席議員（0名）

## ○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	脇紀美夫君	副町長	鈴木日出男君
企画振興課長	川端達也君	総務課長	太田洋二君
税務財政課長	高橋力也君	納税担当課長	長屋修二君
環境生活課長	五十嵐勝彦君	保健福祉課長	対馬憲仁君
保健福祉課長補佐	洲崎久代君	地域包括支援センター課長	斉藤健治君
水産商工観光課長補佐	平田充君	水産商工観光課長補佐	田澤道広君

学務課長 中田 靖 君      社会教育課長 石田 順一 君  
会計管理者 野理 幸文 君

---

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 松田 伸哉 君      次      長 丸山 晃 君

---

午前10時00分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成26年第3回羅臼町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議に入る前に、去る11月11日羅臼町教育委員会、故池田栄寿教育長が御逝去されました。まことに残念きわまりなく、心より御冥福をお祈り申し上げます。

ここで、議場の皆様とともに、故池田栄寿教育長に黙祷を捧げたいと思いますので、皆様、御起立を願います。

（起立）

○議長（村山修一君） 黙祷。

（黙祷）

○議長（村山修一君） 黙祷を終わります。御着席ください。

暫時休憩します。

午前10時01分 休憩

---

午前10時02分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、3番高島讓二君及び4番高村和史君を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

---

### ◎日程第3 諸般の報告

---

○議長(村山修一君) 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

次に、11月12日、東京都において開催されました第58回町村議会議長全国大会に出席しました。資料は、議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第4 町長行政報告

---

○議長(村山修一君) 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長(脇 紀美夫君) おはようございます。

本日、羅臼町議会第3回臨時会を開催いたしましたところ、議員各位には何かと御多用のところ、全員の御出席をいただきましたことにつきまして御礼を申し上げます。

お許しいただきましたので、行政報告を2件させていただきます。

1件目は、秋の叙勲受章についてであります。

平成26年、秋の叙勲におきまして、船見町の前町長辻中義一氏が旭日双光章を受章されました。辻中氏におかれましては、昭和58年に町議会議員となり、以後4期12年町議会議員を務められた後、平成7年に町長に就任以来、7年10カ月にわたり町長を務められました。

町議会議員から通算し、19年10カ月の長きにわたり町の基幹産業である漁業の発展や二大産業である観光振興、また、生活環境、社会福祉の充実など、多岐にわたり町政に尽力された功績が認められ、このたびの受章となったものであります。まことにめでたいことでありまして、町民とともに祝福を申し上げる次第であります。

御本人の栄誉はもとより、当町にとりましてもまことに名誉なことであり、ここに御報告申し上げる次第であります。

2件目は、池田栄寿教育長の逝去についてであります。

羅臼町教育委員会教育長、池田栄寿氏が、11月11日午後7時58分急逝されました。

池田栄寿教育長におかれましては、昭和49年に羅臼町職員として奉職以来、教育、商

工、観光、税務など各分野で活躍され、平成19年1月からは羅臼町教育委員会教育長として、羅臼町の教育行政のリーダーとして活躍されたところであります。特に、新中学校建設につきましては基本設計を手がけ、これからいよいよ本工事、発注という段階で、完成を見ることなく大変無念であったことと思います。余りにも突然のことであり、有為な人材を失ったことはまことに残念のきわみであります。

心から御冥福をお祈り申し上げながら報告させていただくところでございます。

なお、先刻、議員皆様に、黙祷をもって弔意をあらわしていただきましたことにつきまして御礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上2件、報告させていただきます。

---

**◎日程第5 議案第43号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について**

---

○議長（村山修一君） 日程第5 議案第43号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました議案第43号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定につきまして、このことにつきましては、今般の職員の人事院給与勧告に基づく、それにスライドする形の議会議員の改正でございます。以後、この後上程されます議案第44号並びに第40号から第42号につきましては、関連する補正予算、そしてそのほかに今般の衆議院議員選挙における選挙費の補正等でございます。詳細につきましては、副町長以下担当職員をして説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 議案の33ページをお願いいたします。

議案第43号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてであります。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

34ページをお願いいたします。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、人事院勧告により職員の期末手当の率が変更されたことから、職員と同様に改正を行うものでありまして、6月期、12月期ともに100分の7.5を増率するものであります。

また、本年については、既に6月期分は支給済みのことから、平成26年度に限り12月期支給分を100分の15増率するとしたものであります。

それでは、改正文であります。

第5条第2項中「100分の115」を「100分の122.5」に改め、「100分の130」を「100分の137.5」に改める。

附則といたしまして、第1項、施行期日。この条例は、平成26年12月1日から施行する。

第2項、平成26年12月に支給する期末手当に関する特例。

羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例第5条第2項の規定の運用については、平成26年12月に支給する期末手当に限り、第5条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の145」とする。

なお、参考資料といたしまして、資料2で改正条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、後ほど御一読ください。また、本改正に関する影響額につきましては、年間で約24万3,000円となります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第43号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第43号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第43号羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第44号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第44号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 議案の35ページをお願いいたします。

議案第44号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

36ページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、人事院勧告による改正であります。平成26年の人事院勧告の内容につきましては、説明資料1に記載のとおりでありまして、合同常任委員会で詳しく説明したとおりであります。

本条例改正の内容については、勤勉手当の6月期、12月期分をそれぞれ100分の7.5増率し、年間分で100分の15増率するものであります。

月例級につきましては、1級の初任給を2,000円引き上げ、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて、平均0.3%増額の改正をしたものであります。それでは、改正文であります。

第21条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の35」に改める。

別表を次のように改める。

別表。

第5条関係の給料表でございます。39ページまで記載のとおりであります。

39ページで、附則であります。第1項施行期日。

この条例は、平成26年12月1日から施行し、改正後の別表の規定は同年4月1日から適用する。

第2項、平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例。

職員の給与に関する条例第21条第2項の規定の運用については、平成26年12月に支給する勤勉手当に限り、第21条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の82.5」とし、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の37.5」とする。

第3項、適用日前の異動者の号給の調整。

平成26年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

第4項、給与の内払。

この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、既に職員に支払われた給与は、改正後の職員の給与に関する条例の既定による給与の内払とみなす。

第5項、規則への委任。

前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

参考資料といたしまして、資料1のほか資料3で改正条例の新旧対照表を添付いたしま

したので、後ほど御一読いただきたいと存じます。

また、今回の改正による影響額であります。全会計分を合わせまして勤勉手当につきましては約620万5,000円、給料は122万4,000円となっております。

なお、合同常任委員会で議員からの御質問に対しましてお答えした金額につきましては一般会計分であります。説明が不足しておりました。大変失礼をいたしました。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第44号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第44号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第40号 平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第40号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第40号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成26年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,258万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入。

14 款道支出金 716 万 4,000 円を追加し、1 億 2,746 万 4,000 円。3 項道委託金 716 万 4,000 円を追加し、1,649 万 8,000 円。

18 款 1 項繰越金 819 万 1,000 円を減額し、649 万 7,000 円。

歳入合計、102 万 7,000 円を減額し、38 億 2,258 万 5,000 円。

歳出でございます。

1 款 1 項議会費 24 万 3,000 円を追加し、3,879 万円。

2 款総務費 818 万 1,000 円を追加し、8 億 2,775 万 1,000 円。1 項総務管理費 101 万 7,000 円を追加し、7 億 8,911 万 5,000 円。4 項選挙費 716 万 4,000 円を追加し、1,169 万 1,000 円。

3 款民生費 121 万 9,000 円を追加し、4 億 4,090 万 7,000 円。1 項社会福祉費 121 万 9,000 円を追加し、3 億 4,102 万 4,000 円。

10 款 1 項職員費 1,067 万円を減額し、8 億 3,958 万 6,000 円。

歳出合計、102 万 7,000 円を減額し、38 億 2,258 万 5,000 円。

4 ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明をいたします。

歳入でございます。

14 款道支出金 3 項道委託金 1 目総務費道委託金 716 万 4,000 円の追加でございます。これにつきましては、12 月 2 日公示、12 月 14 日投開票の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行委託金として道から受けるものでございます。

18 款 1 項 1 目繰越金 819 万 1,000 円の減額につきましては、財源調整を行ったものでございます。

6 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目議会費 24 万 3,000 円の追加でございます。ただいま条例改正をいたしました人事院勧告による引き上げ分でございます。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 101 万 7,000 円の追加でございます。これにつきましては負担金でございます。消防事務組合負担金につきましては人事院勧告による引き上げ分でございます。全国高校ラグビーフットボール大会の出場負担金 5 万円につきましては、このたび中標津高校ラグビー部が 8 年ぶり 7 度目の花園大会の出場権を得たということでございまして、羅臼町から 1 名の生徒が部員として活躍され出場するということでございます。まちのほうに対して、助成の要請があったものでございます。

4 款選挙費 5 項衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 716 万 4,000 円につきましては、歳入で説明いたしましたが、衆議院議員総選挙の投開票に係る諸経費、報酬から、9 ページをお願いいたします。備品購入費まで、それぞれ投開票事務等に係る諸経費の追加でございます。

10 ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費7目特別会計繰出金121万9,000円の追加でございます。国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、それぞれ人勧の実施に伴う人件費でございます。また、会計間異動に伴う経費も含まれてございます。

10款1項職員費1目職員給与費でございますが、1,067万円の減額でございます。給料480万円の減額、職員手当160万円の追加、共済費747万円の減額でございます。人事院勧告の実施に伴う人件費の増、人事採用等異動に伴う増減の調整をした結果の1,067万円の減額となるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第40号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第40号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第40号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第41号 平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

---

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第41号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 15ページをお願いいたします。

議案第41号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成26年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,100万7,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

16ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

9款繰入金12万4,000円を追加し、7,631万5,000円。1項他会計繰入金12万4,000円を追加し、4,370万4,000円。

歳入合計、12万4,000円を追加し、11億6,100万7,000円。

続きまして、歳出です。

11款1項職員費12万4,000円を追加し、1,242万1,000円。

歳出合計、12万4,000円を追加し、11億6,100万7,000円。

18ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳入でございます。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金に12万4,000円の追加につきましては、補正財源を職員給与費繰入金に求めるものでございます。

続きまして歳出です。20ページをお願いします。

11款1項職員費1目職員給与費に12万4,000円を追加するものでございます。内容につきましては、人事院勧告に伴う給与改定により給与費に不足を生じることから、2節給料の一般職給料に3万7,000円、3節職員手当等の一般職各種手当に8万6,000円、市町村職員退職手当組合納付金に8,000円をそれぞれ追加し、共済組合負担金の額の確定等により、4節共済費の市町村共済組合負担金から7,000円を減額するものでございます。

なお、この補正予算につきましては、第4回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第41号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第41号平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第42号 平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計  
補正予算

---

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第42号平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） 議案の24ページをお願いいたします。

議案第42号平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成26年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,404万9,000円とする。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

25ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

7款繰入金109万5,000円を追加し、7,841万6,000円。1項他会計繰入金109万5,000円を追加し、6,623万6,000円。

歳入合計、109万5,000円を追加し、4億4,404万9,000円。

続きまして、歳出です。

6款1項職員費109万5,000円を追加し、1,265万6,000円。

歳出合計、109万5,000円を追加し、4億4,404万9,000円。

27ページをお願いいたします。

事項別明細書、1、歳入です。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金109万5,000円の追加につきましては、補正財源を職員給与費等繰入金に求めております。

29ページをお願いいたします。

続きまして、歳出です。

6款1項職員費1目職員給与費109万5,000円の追加につきましては、人事院勧告による給料改定並びに職員の会計間異動に伴い、給与費に不足を生じることから、2節給料の一般職給料に26万4,000円、3節職員手当等の一般職各種手当に70万6,000円、市町村職員退職手当組合納付金に6万円、4節共済費の市町村共済組合負担金に

6万5,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第42号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第42号平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第42号平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会宣告

---

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第3回羅臼町議会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

午前10時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員